

特記仕様書（測量）

1 定義

1-1 用語の定義

特記仕様書に使用する用語の定義は測量業務共通仕様書による。

2 一般

2-1 概数

業務数量総括表の「摘要」欄等に「概数」と記して示した数量は概数であり、業務着手前に相互確認することとし、必要に応じて設計変更する。

なお、過大な出来高に対して変更するものでないことに留意すること。

概数に係る業務の実施に当たっては必要に応じて資料等を作成の上、業務担当員と着手前に十分協議上、実施すること。

2-2 打合せ

測量業務共通仕様書1-1-12による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

項目	作業段階	回数	打合せ場所	構成人員
着手時	測量作業計画書作成時	1回	森町役場農林課	測量主任技師1人、測量技師1人
現地調査後	測量作業着手時	1回	森町役場農林課	測量主任技師1人、測量技師補1人
最終	報告書原稿作成段階	1回	森町役場農林課	測量主任技師1人、測量技師1人
合計		3回		積算起点:森町

3 工程関係

該当なし

4 測量関係

4-1 共通事項

4-1-1 地元関係団体

本業務を進めるにあたっては、次の地元関係官庁と調整を図り実施すること。
森町建設課

4-1-2 精度管理

本業務において測量成果の精度及び品質について確認のため点検測量を行うものとする。
なお、点検測量率は次のとおりとする。（精度管理表を作成すること。）

測量種別	点検測量率	測量種別	点検測量率
1・2級基準点測量	10%	中心線測量	5%
3・4級基準点測量	5%	仮BM設置測量	5%
1・2級水準測量	5%	縦断測量	5%
3・4級水準測量、簡易水準測量	5%	横断測量	5%
地形測量（写真測量を含む）	2%	用地幅杭設置測量	5%
I・P設置測量	5%		

4-1-3 機械器具の検定

本測量作業に使用する長さ測定の機械（鋼巻尺、インバール標尺、光波測距儀等）の常数検定を行うものとし、日本測量協会測量技術センターが発行する証明書を成果品に添付すること。

4-1-4 成果品の検定 該当なし

4-1-5 貸与資料等 該当なし

4-1-6 収集資料等

受託者が収集する資料は下表のとおりとする。

分類	収集資料	備考
資料調査	地積測量図 登記事項要約書	

収集資料は複写及び複製せずに提出すること。なお、本業務のために複写及び複製をした資料は、別途指示するものを除き、業務終了後直ちに抹消、消却、裁断等の方法により廃棄処分すること。

4-1-7 関連業務

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、業務担当員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

業務番号	業務名	業務実施期間
	該当なし	～

5 測量条件

5-1 測量基本条件

測量作業における基本条件は次のとおりである。

【路線測量（用排水路）】

項目	計画内容
全体計画	
路線選定	1条 L=100m
線形決定	1条 L=100m
IP設置測量	1条 L=100m
中心線測量	1条 L=100m
縦断測量	1条 L=100m
横断測量	L=100m 中心線より左右各々45m未満

注) ※成果品として数値地形図データファイル（DM形式）を求めないため「平面測量」とする。

5-2 特記条件

【路線測量（用排水路）】

本業務においては、営農に支障のないように留意すること。なお、作付け済みのほ場に立入る際には土地所有者及び耕作者と十分な打合せの上、立入り時期を決めること。また、現地に入る際には必ず事前に連絡すること。

その他、共通仕様書に基づき「地元関係者との交渉」及び「土地への立入り等」の内容を十分留意の上、必ず事前に上記関係団体とも協議し連携を図ること。

5-3 測量作業の留意点

【路線測量（用排水路）】

測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

(1) 線形決定

- ① 計画路線の始点及び終点は、業務担当員が現地で指示するものとする。
- ② 線形は、地形図（1/5,000）上に路線選定で検討した資料を基に記入し、業務担当員と協議のうえ決定するものとする。
- ③ 決定した線形について、曲線要素、条件とすべき点を勘案し、線形計算を行うものとする。

(2) IP設置測量

- ① IPの設置に当たっては、事前に業務担当員の承諾を得るものとする。
- ② IP点には引照杭を、仮水準点には保護杭を設けるものとする。
- ③ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打釘等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。

(3) 中心線測量

- ① 中心杭の間隔は、原則として20m間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。
- ② 杭打ちが不可能な所では、固定物に打釘等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。

(4) 仮BM設置測量

仮BMの設置は、業務担当員の指示により行うものとする。

(5) 縦断測量

縦断面図の縮尺は、縦S=1/200、横S=1/1000とする。

(6) 横断測量

- ① 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、業務担当員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。
- ② 横断測量の縮尺はS=1/100とする。

(7) 現地測量

現地測量の地図情報レベルは1/1000とする。

(8) 基準点測量

本測量成果の検定については、北海道公共測量作業規程第15条を適用する。

6 その他

6-1 成果品納入

【路線測量（用排水路）】

成果品納入時は、社内検査報告書に検査項目が確認出来るよう必要事項を記入の上、提出すること。

受託者は、別に示す製品仕様書（範囲、構造、参照系など）に従ってメタデータ等を作成すること。

その他測量作業上重要な必要事項を適宜記入のこと。

6-2 その他

該当なし

7 再委託

本業務において、トレース、模型製作、計算処理（単純電算処理）、データ入力、アンケート票の配布・収集、単純集計の再委託に当たっては、委託者の承諾を必要としない。

8 成果品

受託者は、業務が完了し、その旨を委託者に通知する時には、「成果品の名称および数量」を「成果品目録」として通知すること。

なお、製本作業が生じる場合については、業務担当員と打合せの上、製本すること。

8-1 提出すべき成果品

別紙「成果品の名称及び数量」による。

8-2 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品の運用にあたっては、「農業農村整備事業 電子納品運用の手引き(案)【業務編】（平成23年11月）」（以下「手引き」という。）に基づくものとし、業務担当員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。
- 2 成果品は、「設計業務等の電子納品要領（案）（農林水産省農村振興局、平成23年3月）」（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で正副2部提出する。「手引き」及び「要領」に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」及び「要領」の解釈に疑義がある場合は業務担当員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子化の困難な資料及び打合せ簿、委託業務月報の押印された書類について、紙又は原図による成果品を1部納品する。また、A3判縮小の設計図を1部紙で納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）によるチェックを行い、「要領」に準拠していることを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

9 設計変更

契約書第17条から第18条及び共通仕様書第1編1-1-23の2の（3）に規定する委託者と受託者に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- （1） 5 測量条件に示す「各条件」に変更が生じた場合。
- （2） 業務数量総括表に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- （3） 2-2に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （4） 7-1に示す「成果品」に変更が生じた場合。
- （5） 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- （6） その他
- （7） （1）～（6）に伴い、業務期間の変更が生じた場合。

特記仕様書（設計）

1 定義

1-1 用語の定義

特記仕様書に使用する用語の定義は設計業務共通仕様書による。

2 一般

2-1 概教

業務数量表の「摘要」欄に「概教」と記して示した数量は、概教であり、業務着手前に相互確認することとし、必要に応じて設計変更する。

なお、過大な出来高に対して変更するものでないことに留意すること。

概教に係る業務の実施に当たっては必要に応じて資料等を作成の上、業務担当員と着手前に十分協議上、実施すること。

2-2 打合せ

設計業務共通仕様書1-1-11による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

項目	作業段階	回数	打合せ場所	構成人員
着手時	設計作業着手段階	1回	森町役場農林課	
第2回	設計作業計画作成後	1回	森町役場農林課	
第3回	基本条件整理段階	1回	森町役場農林課	
第4回	細部条件整理段階	1回	森町役場農林課	
関係機関協議	原案作成段階	1回	森町役場農林課	
最終	報告書原稿作成段階	1回	森町役場農林課	
合計		6回		積算起点：森町

2-3 設計基本条件検討会

この業務では、第3回打合せ時に「設計基本条件検討会」を行う。

構成員は、委託者～建設課関係者、主任担当員、担当員

受託者～管理技術者、担当業務者とする。この検討会の開催時期、内容などの詳細については、設計業務共通仕様書付表-1 実施設計照査フローに示すほか、業務担当者との協議により決定する。

2-4 中間検査

本業務は、中間検査を実施する。なお、詳細は別紙のとおり。

2-5 地元聞き取り

受託者は関係官庁及び関係通行者と調査ヶ所の現地確認を行い、その内容を書面により報告すること。

3 工程関係

4 設計関係

4-1 地元関係団体

本業務を進めるにあたっては、次の地元関係官庁と調整を図り実施すること。

森町建設課、森町上下水道課、森警察署

5 設計条件

5-1 設計基本条件

設計作業における設計基本条件は次のとおりである。

【用排水路設計】

項目	計 画 内 容		
用排水路実施設計	路線延長	L= 100	m (1条)

5-2 設計区分

【用排水路設計】

基本設計

実施設計

5-3 設計作業の留意点

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1)設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2)電算機を使用する場合は、計算法及びアウトプット等の様式について事前に業務担当員の承諾を得るものとする。
- (3)6-1及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受託者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4)施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5)当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。
なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、新技術関連情報（ARIC）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・新技術関連情報（ARIC）については、<http://www.aric.or.jp/>を参照
 - ・新技術情報システム（NETIS）は
<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/Index.asp>を参照。
- (6)数量計算に当たっては、「工事数量算出要領」及び「農業農村整備事業工事工種積算体系」に作成するものとする。なお、「工事工種体系」に該当しない工種や用語については、業務担当員と協議するものとする。

5-4 その他

5-4-1 リサイクル計画書

本業務において建設資材廃棄物の再資源化及び工事間利用の促進、リサイクル材の使用を検討しリサイクル計画書（別紙2）として取りまとめ提出すること。

6 その他

6-1 貸与資料等

貸与資料等は下表のとおりであり、契約書に定める期間内に受領書を提出のこと。
特に定めのない場合の引き渡し時期は業務担当員と打合せの上決定し、返却は完了検査時以前とする。

【排水路設計】

分類	貸与資料	数量	備考
	特になし		

6-2 関連業務

該当なし

6-3 成果品納入

【排水路設計】

成果品納入時は、照査報告書に、検査項目が確認出来るよう必要事項を記入の上提出のこと。
成果品納入時は、以下の項目に留意すること。

- ①現場施工上重要な必要事項については、適宜図面に記入すること。

7 再委託

本業務において、トレース、模型製作、計算処理（単純電算処理）、データ入力、単純集計の再委託に当たっては、委託者の承諾を必要としない。

8 成果品

8-1 提出すべき成果品

受託者は、業務が完了し、その旨を委託者に通知する時には、「成果品の名称および数量」を「成果品目録」として通知すること。

なお、製本作業が生じる場合については、業務担当員と打合せの上、製本すること。

8-2 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品の運用にあたっては、「農業農村整備事業電子納品運用の手引き(案)【業務編】(平成23年11月)」(以下「手引き」という。)に基づくものとし、業務担当員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。
- 2 成果品は、「設計業務等の電子納品要領(案)(農林水産省農村振興局、平成23年3月) : (以下、「要領」という。)に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R等)で正副2部提出する。「手引き」及び「要領」に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」及び「要領」の解釈に疑義がある場合は業務担当員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子化の困難な資料及び打合せ簿、委託業務月報の押印された書類について、紙又は原図による成果品を1部納品する。また、A3判縮小の設計図を1部紙で納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム(農林水産省農業農村整備事業版)によるチェックを行い、「要領」に準拠していることを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

9 設計変更

契約書第17条から第18条及び設計業務共通仕様書1-1-22の2の(3)に規定する委託者と受託者の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 5 設計条件に示す「各条件」に変更が生じた場合。
- (2) 業務数量総括表に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 2-2に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 7-1に示す「成果品」に変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他
- (7) (1)~(6)に伴い、業務期間の変更が生じた場合。

リサイクル推進対策特記仕様書

(建設副産物対策～リサイクル推進対策について)

1. 建設副産物対策の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。
2. 対象となる設計業務は、

「建設資材（土砂・砕石・アスファルト混合物等）を利用又は建設副産物（発生土・コンクリート塊・アスファルト塊等）が発生する
工事に係る設計業務」とする。

1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
調査場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①*100	備考
土 砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	m ³	%	
砕 石	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト混合 物	ト	ト	ト	ト	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内 使用可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	④ 現場内利用率 (⑦ + ⑧ *100)	備考
第1種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
第2種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
第3種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
第4種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
土 泥工 (浚渫土)	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
合 計	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
コンクリート塊	ト	ト	ト	ト		%	
アスファルト・コンクリート塊	ト	ト	ト	ト		%	
建設発生木材	ト	ト	ト	ト		%	
建設汚泥	ト	ト	ト	ト		%	

※建設発生土の区分 (既存資料から判断するものとする)

①第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)

⑤泥土 (浚渫土) …浚渫土のうち $w_{qc} \geq 2$ 以下のもの。

※建設発生木材の中には、伐間除根及び剪定枝を含む。

※利用・搬出可能量は、現地点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。